

# 平成 29 年度後期授業料免除の申請について

## 1 授業料免除の制度について

授業料は、毎年前期と後期の2期に分けて納入することになっています。本学では、次の事由のいずれかに該当する場合は、本人の申請に基づき審査のうえ、各期の授業料の全額又は半額を免除する制度があります。

- ① 経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ学業成績が優秀である者
- ② 各期の授業料納付期限前6か月以内（新入学生の場合は前期に限り入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が天災その他の災害を受け、経済的理由により授業料の納入が困難である者

## 2 対象者

工学部生が授業料免除の申請を行うには、原則として日本学生支援機構奨学金または富山県奨学資金などの自治体や民間団体の奨学金を受給しているか、申請していることが条件となっています（大学院生は奨学金の受給と関係なく申請可能です。）。

## 3 授業料免除申請後の審査・決定について

審査は、申請者から提出された「授業料免除等申請書」をもとに、家計及び学力が基準に合致しているかを判断します。免除の可否は、文書で通知する予定であり（後期分は12月予定）、申請者の授業料納付は免除可否決定後となります。全額免除以外（半額免除または非該当）の決定を受けた場合は、所定の授業料を納入してください。

なお、授業料免除の申請・審査は前期・後期ごとに行います。前期に授業料免除決定を受けた場合でも、後期にも申請が必要ですのでご注意ください。

## 4 提出する書類

- ① 「平成 29 年度後期分授業料免除等申請書」（様式第 4 号）
- ② 「審査票」（別紙「記入方法」参照）
- ③ 所得証明書（就学者を除く世帯全員分）※全員提出してください。
- ④ 各種証明書類（別紙「授業料等免除等申請書に添付する証明書類」参照）

## 5 その他

審査の際、申請内容の確認のため、申請者（学生本人）に電話連絡をさせていただくことがあります。確認ができないと、審査に遅れが生じますので、大学からの電話には必ず出ていただくか、ご都合が悪い場合は折り返しご連絡いただきますようお願いいたします。

**申請受付期限 10月20日(金)17時まで【厳守】（事務局窓口）**

※申請書類は、9月25日(月)から掲示板前に設置するほか、本学ホームページよりダウンロードすることも可能です。

※申請書類の追加印刷は行いませんので、掲示板前にはない場合は、各自印刷してください。

※期限を過ぎた場合は、一切受け付けませんのでご注意ください。

(事務担当)

事務局教務課学生係

TEL 0766-56-7500 (代)

## 授業料等免除等申請書に添付する証明書等

### (1) 全員提出するもの

区 分	証明書等	発行先	コピー
全員（就学者を除く）	所得証明書 <u>（就学者を除く世帯全員分）</u> （収入の無い方は非課税証明書） ※発行時期の都合で前年分が発行されない場合は、前々年分で可。	市区町村役場	×

### (2) 世帯の状況に応じて提出するもの

区 分	証明書等	発行先	コピー	
所得に関する証明	給与所得のある者	前年所得の源泉徴収票	○	
	給与所得のある者で前年中途就職又は当年就職者	給与支払（見込）証明書又は最近2～3か月分の給与明細書	○	
	年金（恩給・老齢年金・遺族年金等）受給者	年金振込通知書、源泉徴収票、年金額改定通知書のいずれか	日本年金機構等	○
	退職（予定）者	退職（予定）証明書 退職金支給（予定）額証明書	勤務先	○
	給与所得以外（事業・配当・不動産等）の所得のある者	確定申告書の控（税務署の受付印のあるもの） （※受付印がない場合は、税務署発行の「納税証明書（その2 所得金額用）」を添付）		○ ※納税証明書は×
	傷病手当受給者	傷病手当金通知書	全国健康保険協会等	○
	失業等給付受給者	雇用保険受給資格証明書	職業安定所	○
	生活保護受給者	生活保護決定（変更）通知書（扶助料額の記入してあるもの）	市区町村福祉事務所	○
	雑所得（内職・短期パート）	確定申告書の控又は源泉徴収票	勤務先	○
特別控除に関する証明	父子・母子世帯	世帯全員が記載されている住民票	市区町村役場	×
	就学者のいる世帯	在学証明書（義務教育は除く）	在学校	×
	障害者のいる世帯	障害者手帳又は医師等の証明書		○
	長期療養者のいる世帯（直近1年間分）	医師等の証明書、経常的に支出している金額を証明できるもの（領収書等）	医師 医療機関	○
	震災、風水害、火災その他の災害等の被害にあった場合	被（罹）災証明書、最低限の衣料・家具の購入・修理費等の領収書、長期に渡って収入減を予想させる年間金額の事実がわかるもの	消防署 市区町村役場	○
	主たる家計支持者が別居している場合	住居費、光熱・水道費、家具・家事用品の領収書や不動産の賃貸関係書類		○
	盗難の被害を受けた場合	盗難届出証明書	警察署	×
	学資負担者が死亡した場合	除籍謄（抄）本又は死亡が確認できる書類 生命保険金及び退職金受給額等を証明する書類	市区町村役場	×
その他	無職者（前年度又は当年度中に無職になった者）	離職証明書又は無職証明書	勤務先 民生委員	×
	その他世帯の事情に応じて大学の指示する書類			

- 各種証明書には、個人番号（マイナンバー）が掲示されていないものを提出すること。
- 医療費の支出・災害・盗難等の被害による特別控除額の認定に際しては、保険・損害賠償等による補填分を差し引くので注意すること。

平成29年度後期分  
授業料免除等申請書

平成 29 年 10 月 6 日

公立大学法人富山県立大学理事長 寺井 幹 男 殿

工学部	機械システム工学 科	
工学研究科	専攻	
1 年次	学籍番号	17130XX
住所 千	939-0398	
射水市黒河	5180	メゾン小杉101
署名(自筆)	富山 健太	
連絡先	TEL	090-1234-5678
住所 千	939-8501	
富山市新総曲輪	1-7	
署名(自筆)	富山 太郎	
連絡先	TEL	076-987-6543

公立大学法人富山県立大学授業料等に関する規程第5条第2項の規定に基づき、授業料免除等を受けたいので、連帯保証人の連署をもって申請します。

## 記

- 1 申請事項 免除 猶予 ( 年 月 日まで)  
2 申請理由

経済的理由(具体的に記入すること)

収入が不十分です。また、祖母が高齢で医療費がかかっています。現在借りている奨学金では授業料納付が困難であり、これ以上アルバイトを増やすと学業に支障をきたすため、授業料免除を希望します。

学費負担者の死亡、天災その他の災害

学費負担者との続柄、死亡年月日、災害事由、被災年月日等

授業料の免除とならなかった場合でも、猶予を希望します。

署名(本人)	富山 健太
署名(連帯保証人)	富山 太郎

## ○記入方法(注意事項)

- 1 日付：事務局に提出する日付を記入してください。
- 2 「本人」及び「連帯保証人」欄は、それぞれが自署してください。
- 3 連帯保証人は、原則として父または母を選定してください。  
困難な場合は、これに代わる人(おじ、おば等、成年者に限る)としてください。

- 4 申請理由は、可能な限り以下の点を盛り込み、なるべく具体的に記入してください。

①家計の状況、②他の就学者について、③特別控除に当てはまる事柄の有無(母子・父子世帯、障害者の有無、長期療養者の有無など)、④本人の経済上の理由等

※審査理由は、審査のうえで非常に重要な項目です。

記入例の内容は、あくまで参考であるため、実際の申請は、それぞれの経済事情による具体的な理由を記入してください。

(理由が不明確である場合、呼び出して説明を求めることがあります。)

- 5 徴収猶予の期間について  
授業料の徴収猶予は、前期又は後期のそれぞれの末日までが限度になります。  
(前期：9月30日まで 後期：3月31日まで)

